

特定非営利活動法人 起 業 支 援 ネ ッ ト 定 款

<第 1 章 総 則>

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人起業支援ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市中村区賑町8番地の4に置く。

<第 2 章 目 的 及 び 事 業>

(目的)

第3条 この法人は女性をはじめ、現在の社会構造及び経済構造の下で、経済的自立や自己実現にハンデを負う人に対して、雇用されないもう一つの働き方としての仕事おこし(起業)に必要な知識を普及する事業を行い、上記対象者の経済的自立を通じた自己実現の支援を図り、もって広く社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

2、この定款にいう起業とは、雇用労働ではないもう一つの働き方として、地域や生活に密着した小さな事業を、自己の経済的自立や自己実現、社会貢献を目的として新しく創造しようとする行為を指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ①経済活動の活性化を図る活動
- ②男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

①特定非営利活動に係わる事業

①女性、高齢者、障害者等の社会貢献を目的とした経済的自立(仕事おこし)に関する教育及び訓練事業

②女性、高齢者、障害者等の社会貢献を目的とした経済的自立(仕事おこし)に関する相談及び支援事業

③女性、高齢者、障害者等の社会貢献を目的とした経済的自立(仕事おこし)に関する出版事業

④女性、高齢者、障害者等の社会貢献を目的とした経済的自立(仕事おこし)に関する交流事業

⑤女性、高齢者、障害者等の社会貢献を目的とした経済的自立(仕事おこし)に関する調査研究事業

②収益事業

該当なし

<第 3 章 会 員>

(種別)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法

上の社員とする。但し、人格なき社団が会員となる場合には、その代表者をもって特定非営利活動法上の社員とする。

- ① 正会員 総会における議決権を持つ会員。
- ② 準会員 総会における議決権を持たない会員。

2、正会員の種別は次に掲げる通りとする。

- ① 個人会員 この法人の理念に賛同し、議決権を持つ個人。
- ② 団体会員 この法人の理念に賛同し、議決権を持つ団体。

3、準会員の種別は次に掲げる通りとする。

- ① 賛助会員 この法人の理念に賛同し、議決権を持たない個人・団体。

(会員の特典)

第7条 会員はこの法人が発行する情報、資料等の優先的配布を受けることが出来る。

2、会員はこの法人が開催する学習会、交流会、研究会などに優先的に参加することが出来る。

3、会員はこの法人が主催する講座などの割引を受けることが出来る。

(入会)

第8条 この法人の会員になろうとするものは、入会申し込み書を代表理事に提出するものとする。

2、代表理事は前項の入会申し込み者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力出来る者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3、代表理事は、前項の入会申し込み者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員で退会しようとするものは、その旨を代表理事に届けて、任意に退会することが出来る。

2、会員が次の各号の一に該当した時、退会したものとみなす。

- ① 1年以上会費を滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき
- ② 本人が死亡した時
- ③ 会員である団体が解散したとき

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する時は、理事会の議決により、これを除名する事が出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款等に違反したとき
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品はこれを返還しない。

<第4章 役員及び職員>

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 9名以上25名以内

②監事 2名

2、理事の内、理事の内1名を代表理事、2名以内を副代表理事とする。また1名を専務理事、5名以内を常務理事とすることが出来る。

(選任等)

第14条 理事及び監事は正会員（法人又は団体にあつてはその代表者又は役職員）の中から総会において選任する。

2、代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は理事会において互選する。

3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4、監事は理事又はこの法人の職員を兼ねる事が出来ない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2、副代表理事は代表理事を補佐し、理事会の決定に基づき、この法人の業務を掌理し、代表理事に事故ある時、または代表理事が欠けた時は、その職務を代行する。

3、専務理事は常勤として代表理事及び副代表理事を補佐し、理事会の決定に基づき、この法人の業務を統括する。

4、常務理事は常勤として代表理事、副代表理事及び専務理事を補佐し、理事会の決定に基づき、この法人の業務を分担処理する。

5、理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6、監事は、次に掲げる職務を行う。

①理事の業務執行の状況を監査すること。

②この法人の財産の状況を監査すること。

③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

⑤理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2、欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残存期間とする。

3、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、尚その任にあるものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する時は、任期中であっても、総会において3分の2以上の議決に基づいて、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

①心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事については、役員総数の3分の1以下の範囲で予算に基づき、理事会の決議により支給することが出来る。

2、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことが出来る。

2、職員は代表理事が任免する。

3、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

<第5章 総会>

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

①定款の変更

②解散

③合併

④事業計画及び収支予算並びにその変更

⑤事業報告及び収支決算

⑥役員を選任及び解任

⑦会費の額

⑧借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条においても同じ。）

⑨その他運営に関する重要事項。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後3カ月以内に開催する。

2、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

①理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

②正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合。

③第15条4項4号の規定により、監事から請求があった場合。

(招集)

第25条 総会は前条2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2、代表理事は前条第2項1号及び2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席によって成立する。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2、止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

3、前項の規定により、表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①日時及び場所

②正会員総数及び出席者数（書面表決又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

③審議事項

④議事の経過の概要及び議決の結果

⑤議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

<第6章 理事会>

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

①総会に付議すべき事項

②総会の議決した事項の執行に関する事項

③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

①代表理事が必要と認めたとき

②理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

③第15条4項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2、代表理事は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を開催しなければならない。

3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、非常勤理事が輪番でこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第37条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2、止むを得ない理由のため理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。

(議事録)

第39条 理事会の議事に付いては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①日時及び場所

②理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

③審議事項

④議事の経過の概要及び議決の結果

⑤議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

<第7章 評議員会>

(評議員)

第40条 この法人に特定非営利活動促進法上で定められた役員以外として評議員を置く。

2、評議員は、理事会の議決に基づき、30人以内を選任し、代表理事がこれを任命する。

3、評議員は、役員を兼ねることができない。

4、評議員には、第4章第16条、第19条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第41条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2、評議員会は、代表理事の諮問に応じて評議し、この法人の運営に関し意見を述べ幅広く大所高所よりアドバイスを行なう。

3、評議員会は、代表理事が書面をもって招集する。

4、評議員会の議長は、評議員会において互選する。

5、評議員会の組織と運営に関しては、理事会の議決によりこれを定める。

<第8章 資産及び会計>

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ①設立当初の財産目録に記載された資産
- ②会費
- ③寄付金品
- ④資産から生ずる収入
- ⑤事業に伴う収入
- ⑥その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2、この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。

2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。

2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

<第9章 定款の変更、解散及び合併>

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁

の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ①総会の決議
- ②目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- ③正会員の欠亡
- ④合併
- ⑤破産
- ⑥所轄庁による認証の取り消し

2、前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3、第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する資産は、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て、選定された特定非営利活動法人に寄付するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

<第10章 公告の方法>

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

<第11章 雑則>

(委任)

第57条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 関戸美恵子

常務理事 近藤 恵

常務理事 中根 佳世

常務理事 本田 千秋

理 事 亀井 節子

理 事 金子 栞

理 事 土井 幸子

理 事 松井 和博

理 事 村田 元夫

理 事 中野 真一

監 事 平林 信成

監 事 青野 敬子

3、この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から2000年12月31日までとする。

4、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5、この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から1999年12月31日までとする。

6、この法人の設立当初の会費は、第9条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

正会員	支援会員	10,000円
	メンバー会員	10,000円
	団体会員	20,000円(1口)
情報会員		3,000円